

市補助事業について

岡谷市 農林水産課

岡谷市では、森林施業を促進するために国、県の各種補助事業を導入しているほか、岡谷市独自の市単独補助事業を取り入れ、山林の保護育成に努めています。

○ 市単森林造成事業

【事業の種類】 市単森林造成事業…新植、下刈、除伐など

※下刈は、新植した場所で3～7年生ままで(主木が雑木の約1.5倍の高さになる時期)を目安に実施します。

【実施面積】 0.1ha(1,000㎡、約300坪)からが対象です。

【実施者】 岡谷市に山林を所有する個人、団体。

【要望量調査】 翌年度の予算作成のため、毎年秋頃に団体有林を対象に実施しています。

※1施行地で複数(例えば、除伐と下刈など)の補助は受けられません。

【手続き】

- ①施業開始前に農林水産課へご連絡ください。(補助申請書類をお渡しします。)
- ②施業をする前の山林の状況を撮影してください。(3～4枚)
- ③補助申請書と森林の所在を示す図面、施業前の写真を農林水産課へ提出してください。
- ④施業実施し、施業をした後の山林の状況を撮影してください。(3～4枚)
- ⑤施業が完了しましたら、農林水産課へご連絡ください。
- ⑥現地で検査を実施します。(立会いをお願いします)
- ⑦合格となりましたら補助金を支払います。

※作業前後の写真は、作業員が入らないようにして木・テープなど目印をつけ、作業前後、同じ場所で撮影し比較ができるようにしてください。また施業範囲をテープ等でわかるようにしてください。

施業前



施業後



【市単森林造成事業補助金額】

- ・補助対象施業は、新植、下刈り、除伐、つる切り、枝打ち等となります。
- ・補助金額について、予算の範囲内において、1ha当たりの基準事業費に対し補助率等を定め交付いたします。

※基準事業費は、信州の森林づくり事業「標準単価」を参考とします。